

# 就学援助(小学校入学準備金)のお知らせ

表面  
ピンク色

足立区では、下記の対象となる方に対して、入学準備にかかる費用の一部を援助します。

## 1 就学援助(小学校入学準備金)の対象者

足立区にお住まい(令和5年2月1日時点)で、令和5年度4月に小学校へ入学予定であり、以下の「ア～ウ」のいずれかに該当する方が対象になります。

- ア 前年度中に生活保護の廃止・停止を受けた世帯
- イ 児童扶養手当(ひとり親世帯等)を受給している世帯(児童手当や児童育成手当とは異なります)
- ウ 令和3年分の世帯全員の合計所得が基準未満と思われる等(詳細は裏面をご覧ください)

※生活保護を受けている方は対象外となります(生活保護費から支給されます)

## 2 就学援助の申し込み方法及び審査結果

- 「令和4年度 就学援助(小学校入学準備金)受給申請書兼委任状・口座振替依頼書」を別紙の記入例を参考に記入のうえ、返信用封筒に入れて学務課助成係へ郵送(切手不要)してください。
- 郵送事故の可能性もありますので、必ず申請書の写真またはコピーを取り、保護者控として保管ください。
- 今回の入学準備金の支給を受けた場合でも、入学後に「令和5年度就学援助」をご希望する場合には、入学後に別途申請をしていただく必要がございます。

◆提出期限 令和4年11月30日(水)(消印有効)

◆審査結果 令和5年2月下旬に認定結果通知書を郵送します

## 3 申請に必要な書類

- ①就学援助(小学校入学準備金)受給申請書兼委任状・口座振替依頼書
- ②振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ③下表に該当する場合は、該当する項目の必要書類

対象	必要書類
令和4年1月1日に足立区に住民登録のない場合	令和4年1月1日の住民登録地で発行される、所得金額・扶養人数が記載されている証明書の原本【令和4年度住民税課税証明書等】
前年度中に他自治体で生活保護の廃止・停止を受けた場合	他自治体で発行される生活保護受給証明書で前年度中に生活保護の廃止・停止を受けたことが分かるもの

## 4 支給額及び支給時期

- 支給予定額 51,060円(定額)
- 支給時期 令和5年2月末予定
- 支給方法 申請書に記入いただいた口座に振込みます

※ このお知らせは、令和5年度4月に小学校入学予定のお子様がいる全世帯に送付しています。  
就学援助(小学校入学準備金)を申請しない方は、申請書の提出は不要です。

## 5 認定所得基準の目安

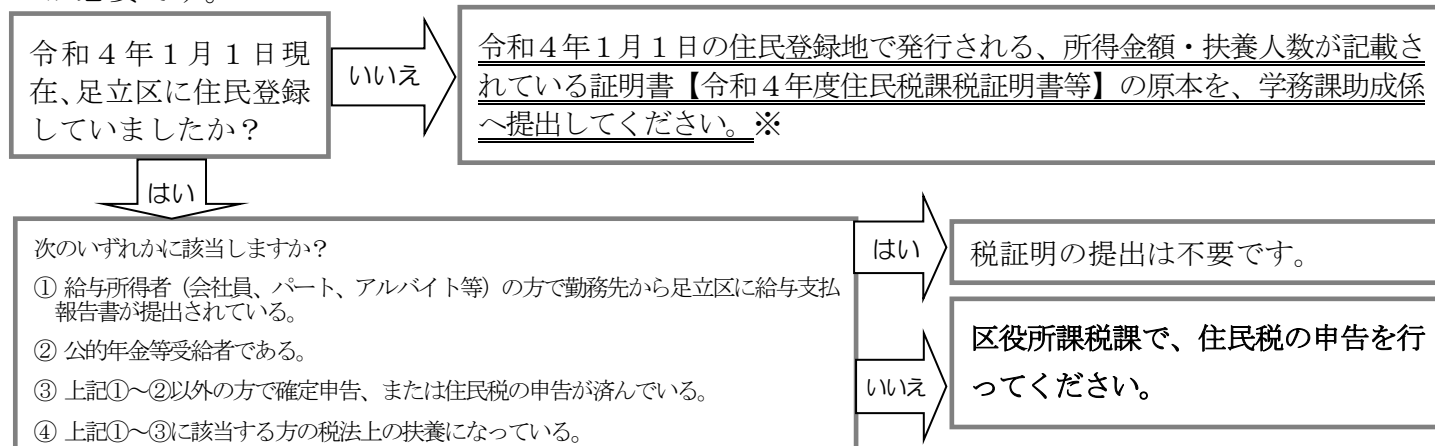
裏面  
ピンク色

世帯人数	家族構成（モデルケース）	所得基準額
2人	母30歳・子1人（新小1=5歳）	約271万円以下
3人	父35歳・母30歳・子1人（新小1=5歳）	約339万円以下
4人	父40歳・母35歳・子2人（小3=8歳、新小1=5歳）	約395万円以下
5人	父40歳・母40歳・子3人（中2=13歳、新小1=5歳、2歳）	約432万円以下
6人	父45歳・母40歳・祖母70歳・子3人（中3=14歳、小5=10歳、新小1=5歳）	約503万円以下

- 上記の基準額は、あくまで目安です。 基準額は、世帯人数や家族の年齢により異なります。
- 審査基準額は世帯により異なるため個々にお答えすることはできません。申請を希望されていて該当するかどうかわからない方は、申請書をご提出ください。審査後、郵送にて審査結果をお知らせします。
- 所得とは、給与所得のみの場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額欄」の金額です。確定申告書では、「第一表の所得金額欄の合計」の金額です。世帯全員の令和3年分の所得を合算して判定します。
- 審査は所得のみで判定しますので、借入金の有無は考慮しません。

## 6 令和3年分の世帯全員の合計所得が基準未満と思われる場合

世帯全員の所得で判定します。無収入の方（被扶養者として申告済の方を除く）も住民税の申告が必要です。



※ 証明書提出の際は、対象者氏名を書いたものを一緒に添えてください。

なお、所得が判明しない場合は「申請却下」となり援助を受けることができません。

## 7 提出先及び問い合わせ先

内容について分からないことがありましたら、学務課助成係までお問い合わせください。  
 なお、認定の可否等に関するお問い合わせには上記のとおりご回答しかねますのでご了承ください。

足立区教育委員会 学務課助成係 電話 3880-5977（直通）  
 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館5階

### 【その他の問い合わせ先】

住民税の申告について	足立区役所 課税課 （第一係～第四係）	TEL(直通) 3880-5230～2 TEL(直通) 3880-5418
確定申告(所得税)について	足立税務署 西新井税務署	TEL 3870-8911 TEL 3840-1111